

## 第40回大阪府環境審議会会議録

開 催 日           平成22年5月14日

開 催 場 所       シティプラザ大阪 2階 燦の間

## 第40回大阪府環境審議会

平成22年5月14日

司会（小林補佐） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、只今から、第40回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます。私、環境農林水産部環境農林水産総務課の小林でございます。どうかよろしく願いをいたします。

皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の柳楽からごあいさつ申し上げます。

柳楽環境農林水産部長 環境農林水産部長の柳楽でございます。

第40回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日ごろから環境行政を初め、府政の各般にわたり、ご支援、ご協力を賜っておりますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

また本日、部会からの報告が3件ございますが、各部会におかれましては精力的にご検討いただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

本日の案件でございますが、審議事項が2件、報告事項が5件ございます。

まず、審議事項でございますが、ほう素等の排出基準に係る経過措置の見直しについての諮問案件がございます。

また、昨年5月の第38回審議会で諮問させていただきました、環境基本条例に基づく環境総合計画につきまして、環境総合部会からのご報告をいただくことになっておりますので、ご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、報告事項といたしまして温泉部会及び水質測定計画部会で決議された事項につきましてのご報告、その他、事務局から3件の報告を予定しております。委員の皆様方には、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（小林補佐） それでは、次に資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第、それからその裏面に資料の一覧になってございます。それから配席表、配席表の裏に本日の出席予定の名簿をおつけしております。それから大阪府環境審議会委員名簿、環境審議会条例、それから委員の方には出席確認表をお配りしております。委員及び幹事の皆様への報酬等の支払いの手續に際しまして、皆様の出席を確認できる書類が必要でございますので、大変お手数ですが、席上にごございます出席確認票にお名前をご記入いただきますようお願いいたします。なお、出席確認票は、お帰りの際には、お席に置いたままにさせていただいて結構でございます。

続きまして、本日追加で配付しております資料についてですが、まず、資料の1 - 1か

ら1 - 3、これは差しかえですのでよろしくお願いいたします。それから資料の2 - 1、説明用の資料として追加をさせていただいております。

それから参考資料として2部、なにわエコ良品の関係の資料を配付しております。

その他の資料につきましては、事前に送付しておりますとおりで、先ほどの資料一覧のとおりでございます。

続きまして、昨年11月に開催しました、第39回の環境審議会以降に、新たにご就任いただいた委員のご紹介をさせていただきます。

大阪府医師会副会長の松原委員でございます。続きまして、豊能町長、池田委員の代理の川上建設環境部長でございます。

その他のご出席の委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略をさせていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数44名のうち、32名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、本日は諮問事項がございますので、資料1 - 1により大阪府から環境審議会に諮問をさせていただきます。

柳楽環境農林水産部長                      平成22年5月14日、大阪府環境審議会会長、奥野武俊様。大阪府知事、橋下 徹。

ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて（諮問）。

標記経過措置の見直しにあたり、水質汚濁防止法第21条第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第103条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

よろしくお願いいたします。

司会（小林補佐）                      それでは、これ以降の議事につきましては、奥野会長にお願いしたいと思っております。

奥野会長、どうぞよろしくお願いいたします。

奥野会長                      それでは、本日の議事を進めさせていただきたいと思っておりますが、その前に、前回の審議会のときに蒲生委員のほうから幾つかのご提案をいただいて、ちょっと工夫をさせていただいております。

一つは、配席表の裏に出欠の皆様と、それから別に、委員全員の名簿を出していただいて、誰が出席しているかすぐにわかるようにというご提案がございましたので、工夫させていただきました。

それから、今日は少し長目に時間をとっておりますが、報告いただいた審議事項がございますので、その辺の調整も事務局のほうにお願いしてございます。

それでは、本日の議事を進めさせていただきたいと思っておりますが、進行のご協力よろしくお願いいたします。

まず、審議事項1でございますが、先ほど諮問を受けましたとおり、ほう素等の排出基準に係る経過措置の見直しにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

谷口環境保全課長 環境保全課の谷口でございます。どうぞよろしくお願い致します。

本日、お諮りしております、ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについてご説明させていただきます。

お手元の資料1-1の諮問文の裏に説明を記載してございますので、読み上げさせていただきます。

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種に係る事業場に対し、所要の改善期間を設けるために暫定排水基準及び適用期限を経過措置として定めています。

この適用期限が平成23年3月31日で終了することから、水質汚濁防止法の暫定排水基準の見直しを踏まえ、経過措置の見直しに関して貴審議会のご意見を求めるものです。

ということでございまして、それでは、具体的な内容につきまして、資料1-2にまとめておりますので、ご覧いただきたいと思います。

上段の中央にありますように、大阪府では三つの基準を適用して水質保全を図っております。

まず最初に、水質汚濁防止法により、全国一律の排水基準。

それから2番目に、右側の地図に黒く網かけをしておりますが、これは上水道の水源となっている地域、これを保全するために、法に基づく上乗せ条例による法の一律基準にかえて適用する排水基準がございます。

3番目は、大阪府生活環境の保全等に関する条例の対象事業場に適用する排水基準で、法対象事業場と同様の基準でございます。

ほう素及びその化合物、それからふっ素及びその化合物及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物。これにつきましては、以下、ほう素等と申し上げますが、人の健康に係る被害を生ずる恐れがある有害物質としまして、排水量にかかわらず、先ほど説明しました三つのいずれかの排水基準が適用されています。

環境基準と排水基準の値を資料中段左側の表に示してございます。

例えば、ほう素の場合ですと、上水道水源地域につきまして、水質汚濁防止法の対象事業場には法の一律基準、1リットル当たり10ミリグラムにかえまして、上乗せ条例で1ミリグラムと法の10倍厳しい上乗せ基準を適用しています。

また、海域に排出されるものにつきましても、法の230ミリグラムという一律基準にかえまして、10ミリグラムの上乗せ基準を適用してございます。

また、生活環境保全条例では、水質汚濁防止法が規制の対象としていない施設。例えば、食料品製造業の混合施設、金属製品製造業の洗浄施設、こういったものになるわけですが、設置する事業場に関しまして、法や上乗せ条例と同様の排水基準としております。ふっ素、アンモニアなどにつきましても、同様の考え方で基準の設定がなされております。

しかしながら、その右側に示していますように、直ちに排水基準を達成することが技術的に困難な業種については、一定の経過措置が設けられておりまして、一律の基準よりも緩い暫定排水基準を設定しております。

資料1 - 2の裏側に、ほう素の場合の具体的な例を挙げておりますので、ご覧いただきたいと思います。

上水道水源地域としたところの2段目に電気めっき業というのがございますが、この例で説明いたします。

水質汚濁防止法によって一律基準は10ミリグラムですが、暫定基準として50ミリグラムという基準が設定されております。

なお、この表は、現在、中央環境審議会において審理されている基準値の案を記載しております。

これに対しまして、その右の上乗せ条例のところですが、1ミリグラムという排水基準を設定していますが、電気めっき業につきましては、1ミリグラムという基準値を遵守することが、これまでの技術水準では困難として、2ミリグラムという暫定排水基準を適用しております。

表側に戻っていただきますが、資料の下の段をご覧いただきたいと思います。

見直しの経過でございますが、暫定排水基準は、法、条例とも3年間の適用期限を付しております。

水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準につきましては、本年6月末までとされているため、現在、国の中央環境審議会で見直し作業中でございます。

今回、法の見直しの内容も踏まえまして、上乗せ条例、生活環境保全条例の暫定排水基準及びその適用期限の見直しについて、専門的な見地からご審議を賜りたいと考えております。

現在の条例の経過措置は平成23年3月末までとなっておりますので、これに間に合うように見直しを行う必要がございます。

このため、次回の環境審議会において答申をいただきまして、2月の議会に上乗せ条例の改正案を上程、あわせて生活環境保全条例の施行規則の改正といった手続を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

奥野会長　　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見、コメントございませんでしょうか。

かなりタイトなスケジュールで、この審議をしなければいけません、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本案件は、今、説明ありましたように、かなりタイトなスケジュールにありますから、集中的に検討しなければいけません。

ここですとすれば、何度もお集まりいただかなければならない状況になると思いますので、大阪府環境審議会条例第6条第2項に専門部会を設けることができる規定がござい

ますので、それを使いまして、新たな部会を設けて、そこで集中的に審議していただいて、ここに報告、提案していただいて、ここで最終的に決めると、こういう手順でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

奥野会長　　どうもありがとうございます。

それでは、新しい部会の組織、運営につきまして、事務局のほうから提案いただけませんか。

谷口環境保全課長　　そうしましたら、水質規制部会の設置、部会の組織、運営、こういったところにつきまして提案させていただきます。

資料1 - 3をご覧くださいと思います。

まず、第1の趣旨でございますが、この部会は水質汚濁防止法第3条第3項の規定により排水基準を定める条例及び大阪府生活環境保全等に関する条例に基づく排水基準につきまして専門的な見地から調査検討を行うため、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定に基づいて設置するものでございます。

次に、組織ですが、(1)に記載するとおり、審議会条例第2条第1項第1号に規定する委員、つまり本審議会の学識経験者の委員3名以内と、それから審議会条例の第3条第2項に規定する専門委員若干名を審議会の会長が指名し、組織するとしてございます。

また(2)では、審議会条例第6条第4項に基づきまして、部会に部会長を置き、審議会の会長が指名する委員がこれに当たること。

それから(3)で、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理するとしてございます。

次に、第3の会議ですが、部会長が招集し、部会長がその議長になるということを規定しております。

第4の補則ですが、この要領に定めるものの他、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めると規定してございます。

以上が、設置、組織、運営に関する提案でございます。どうぞよろしく申し上げます。

奥野会長　　ありがとうございます。

ただいまの事務局からのこの運営要領につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、それでは当審議会に、この水質規制部会を設置することといたしまして、その組織、運営に関する規定は、原案のとおり認めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

奥野会長　　ありがとうございます。

それでは、この水質規制部会で集中的に、先ほどの諮問を受けました事項について検討していただくことにいたしたいと思います。

なお、この部会に属する委員及び部会長につきましては、審議会条例第6条第3項及び第4項に、審議会の会長が指名することとなっておりますので、後日、私のほうから委員並びに部会長を指名させていただいて、そこですぐにこの審議をしていただくということをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、一つ目の審議事項を終えまして、続きまして審議事項第2番目、環境基本条例に基づく環境総合計画について、これに移らせていただきます。

本案件は、先ほどのあいさつにもございましたように、昨年5月の第38回の本審議会で大阪府のほうから諮問があって、専門的かつ幅広い見地から検討が必要ということで、専門委員も加えた部会を設置いたしまして、これまで精力的に審議をいただいております。

今般、部会としての報告をまとめていただきましたので、池田部会長のほうから報告をお伺いし、議論したいと思います。

では、池田部会長、お願いいたします。

池田部会長　　環境総合計画部会長を務めさせていただきました池田でございます。座って報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年5月に、大阪府知事から、環境審議会に環境基本条例に基づく環境総合計画についてという諮問がありまして、環境審議会に環境総合計画部会を設置して、環境審議会の委員から6名、専門委員に5名の方が加わっていただきまして、計11名で6回にわたって検討を進めてまいりました。その間、第2回の部会では、公募による大阪府民の皆さんから意見をいただいております。また、府民意識調査、あるいは府内の企業アンケート調査等も参考に供しました。また、昨年11月の第39回の本審議会で審議状況を報告させていただきました。その際いただきました意見をも検討させていただきました。

その結果、環境総合計画策定に当たっての基本的な考え方を、このたび取りまとめましたので、報告させていただきます。

お手元の資料2及び2-1をご覧くださいと思います。資料2は本体で部会報告の全文となっております。その内容をまとめましたのが2-1の概要版でございます。本日は、この概要版で内容を説明させていただきます。

全体の構成は から までございまして、 が基本となる視点、 が計画の枠組み、 が目標のあり方、 が施策展開のあり方、 が計画の効果的な推進、この五つの項目からなっております。

まず、 の基本となる視点では、現計画に基づく取り組み状況を確認し、アスベスト問題など、現計画策定後に顕在化してきました課題、地球温暖化や生物多様性など全世界的な課題として大きくクローズアップされてきております状況も踏まえまして、より長期的

な視点に立って、府民、事業者、NPO、また、市民活動団体などの環境関連施策の推進に関係するあらゆる主体が相互に協力して取り組みを進められるように、持続可能な経済社会システムの構築、地域発の取り組みの推進、府民が主役、この3点を掲げております。

持続可能な経済社会システムの構築では、天然資源の消費と環境負荷を減らし、資源、エネルギー、食料等を適切な地域内で、循環、完結させるとともに、あらゆる命を育む基盤としての環境の価値を改めて認識した上で、人と自然が多様なつながりを通じて共存していける筋道を示していく必要があるということや、一人一人の価値観が環境に配慮したものへ変革され、経済やまちづくり等のあらゆる分野に環境の視点が組み込まれていくことが不可欠であるというふうにしております。

地域発の取り組みの推進では、大阪がもつ強みや個性を存分に発揮できる戦略を描き、環境の地域ブランド化を図っていくことが重要であり、環境分野における地域主権の早期確立を図る必要性があるとしております。

また、府民が主役では、地域社会の主役である府民とともに取り組むことが重要であって、府民による環境配慮活動が顕在化し、広がっていくための取り組みの強化が必要であるとしております。

次に、の計画の枠組みですが、計画期間は2050年を見通しながら、2020年、平成32年度になりますが、2020年までの10年間ということにいたしまして、5年後など、中間段階で計画の総点検及び見直しを行うべきであるというふうにしてしております。

計画の対象地域ですが、これは大阪湾を含む大阪府全域としまして、対象となる環境の範囲は、環境基本法概念に加えて、文化と伝統の香り高い環境なども含む大阪府の環境基本条例第7条に掲げる範囲としております。

計画の構成では、中長期的な目標を設定し、その実現に向けた基本方針を掲げるべきで、特に取り組みを強化すべき主要な課題につきましても、目標実現に向けた具体的な手順となるロードマップを提示する。さまざまな関係者と交流するということが重要でありますから、必要に応じて短期的な目標を設定しながら、そのように進めていくということになります。

また、課題に重点的に対応するためのプロジェクトも検討すべきだとしております。

次にの目標設定のあり方ですが、目指すべき将来像を「府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市」というふうに掲げました。この点については部会においていろいろ具体的なご意見がございまして、まとめるのに一苦労いたしましたけれども、最終的に「府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市」というふうにいたしました。

これは将来像を示すに当たって、目標達成に至る過程を重視して、府民がつくるという言葉を入れた上で、日常的な生活の将来像をイメージしやすいように、暮らしやすいという言葉と、将来ビジョン大阪で掲げられた、「水と緑豊かな新エネルギー都市大阪」を「環境・エネルギー先進都市」として表現したものです。

また、将来像については、この他に主要課題ごとにも設定すべきであるというふうにいたしました。



目標設定に当たりましては、長期的目標である将来像をしたアウトカム指標を設定し、その実現に向けたアウトプット目標を設定すべきで、環境施策にさまざまな関係者の参加が得られるよう、わかりやすく、できるだけ定量的な目標値を設定することが重要であるというふうにいたしました。

次に、の施策展開のあり方については、大阪が持つ強みや個性を存分に活かしながら、全ての施策において府民、事業者、NPO、さらに市民活動団体などの参加・行動のもとに、経済やまちづくり等に低炭素、循環、生物多様性、健康・魅力の四つのキーワードを組み入れていくべきであるとしております。

まず、参加・行動につきましては、環境情報の発信の強化や、関係者が情報交換や討議等を通して互いに理解を深め、活動の定着や広がりを促進するということ。環境問題への理解を深め、環境配慮行動の自主的な実践等を促進するため、環境教育の推進が重要であること。さらに加えて、大阪人気質を活かした行動へのインセンティブの創出を積極的に検討すべきであるというふうにいたしました。

四つのキーワードである低炭素では、新エネルギー・省エネルギー技術を最大限に活用した低炭素型の産業構造への転換や、公共交通機関を軸としたエネルギー利用効率の高い低炭素型の都市構造への転換が必要であり、国における施策の検討状況等も踏まえながら、さまざまな政策手法を適切に組み合わせ、部局連携及び広域連携を図りながら施策を展開していくべきであるとしております。

また、大阪・関西における環境・エネルギー分野の産業や研究機関の集積を活かしながら、低炭素社会の構築に先進的に取り組むことによって、環境と経済の好循環を実現していくべきであるというふうにいたしました。

循環では3Rによるごみの減量化やリサイクルの一層の推進を図るとともに、特に事業系廃棄物の適切な分別等により、減量化の強化が必要であるとしております。

また、大阪府は、廃棄物・リサイクルに関する家電リサイクル大阪方式等の様々な地域独自の取り組みを展開しておりますから、近隣府県との連携を図りながら、リサイクル業者の自主的な活動と、地域の強みもありますから、これらを活かした新たな循環型社会の像をつくり上げ、全国へと発信していくべきであるというふうにいたしております。

生物多様性では、人間活動による開発や地球温暖化等の影響によって生物の多様性が急速に低下していることから、生物多様性の保全及び向上について戦略的な取り組みが必要であり、大阪では都市部を包み込むように山と海が近接しているという特性がありますから、これを活かし、森林、里地里山、河川、海等のつながりを確保するエコロジカルネットワークの構築を目指すべきであるとしております。

さらに、健康・魅力では、光化学オキシダントや大阪湾の水質など、いまだ達成が困難な項目や、新たに国により環境基準が設定されました微小粒子状物質への対応が必要である他、アスベスト、PCB、ダイオキシン等の負の遺産の着実な処理を進めて行く必要があるとしております。

また、今後も化学物質の製造と使用に伴う影響の低減を図っていくことが求められておりますから、関係機関との連携をした上で、的確な状況把握や調査研究に基づき、法や条

例に基づく規制、各種計画による対策等を着実に推進していくべきであるとしております。

また、全体に共通する事項といたしまして、市町村との役割分担の明確化を図りながら、大阪府の果たすべき役割を明確化し、地域主権、広域連携を推進することや、大阪・関西における環境・エネルギー分野の産業や研究機関の集積を活かしながら、環境ビジネスの推進を図るということ、限られた予算で、選択と集中により施策を実施していく上で、費用対効果の事前把握及び検証をしていくこと、これらが必要であるというふうにしております。

最後に、この計画の効果的な推進ですが、今回、計画をより効果的に推進するためには、現行のPDCAサイクルによる進行管理や点検評価システムを継承した上で、府民参加型システムの構築や、環境審議会における進行管理及び点検評価の一層の充実を図っていくべきであるというふうにとまっております。

以上が、部会で取りまとめました環境総合計画作成に当たっての基本的な考え方の概要でございます。

最後になりますが、このたびの検討に当たりまして、部会委員の皆様には、いろいろな角度から大変熱心なご議論をいただきまして、この場を借りて厚くお礼を申し上げたいと思います。

また、今回初めて公募という形で府民の方に参画をいただきました。その方から、大変貴重なご意見等のご発言がありまして、大変に有意義でありました。また、それらが部会報告資料にも反映されているということをお話しいたしまして、私の報告を終わらせていただきます。

奥野会長 池田部会長、どうもありがとうございます。

昨年の5月から、この審議をお願いいたしまして、今お話がありましたように精力的に集中審議をしていただきまして、委員の皆様にも改めて私のほうからも厚くお礼を申し上げます。

では、この報告を受けまして、ここで審議をさせていただきたいと思いますので、ご意見、ご質問、ここでお願いしたいと思います。どなたでもどうぞよろしくをお願いいたします。

蒲生委員 いただきました資料2の1ページかな、「はじめに」のところに、昭和48年に全国の都道府県に先駆けて、この環境管理計画を策定し、その後、ほぼ10年ごとに更新されているということで、大阪としては公害問題を非常に重視してきたと、全国的にも先駆けてやってきたということが言われております。

そして、今、進めておりますのが、大阪21世紀の環境総合計画、これは太田府政のときですね、それが今やられておると。今、審議されておりますのは、これは来年度からかね、出てましたですね、これちょっとね、太田府政の、これも資料でいただいておりますので、ちょっと読みましたけれども、今度とものごとく変わってるなというふうに思うんです。

はっきり言いまして、私は、これえらい落胆しました。

いずれにしても、決めたことは決めたとおりやられないということはあったにせよ、やっぱり府の姿勢というのはずっと一貫しておった。ところが、今回は全然がたがたになってしみると、一体どういうことかと。

例えば、いただきました太田府政の21世紀の環境総合計画、資料1 - 2の13ページ、府の率先行動の拡大という1ページ使って、府庁率先行動計画の策定とか、大阪府職員環境ボランティア活動の推奨とか、府有施設の緑化推進、公用車の低公害化含めて、1ページにわたって書かれておりますが、これがまるきり今度抜けておまして、大阪府は一体何をやるんかと、この問題についてはね。大阪府の役割がもう全然、言うたら単なる啓蒙だけやと、要は府民がやるんやと、府民が主役やと、府民運動でやってくれと、大阪府は既に先取りしてなくなってもうてるわけや。大阪府をなくすると言う人がおりますけどね、これではなくてもうて、大阪府どこ行ったんやということになってるので、これはちょっとね、今まで黒田府政からずっとやってきたやつが、何かここでぐんと、何でこんなふう調子を落とさないかんのかと。

大阪府をなくすると言ってる人に迎合してるような感じがして非常に不愉快なんです、私はこれ。これはとても認められへんけどね、これは一体どういうことになってるんですか。何でこんなにがたっと変わったんですか。

池田部会長　　今、委員からご指摘がございましたような認識を、我々は持って審議をしたわけではありません。

外部にそういう状況があるので、少しそういう先入観で物を見られたのかなという気はいたしますけれども、我々としては、当然、大阪府が率先してやるという前提で、ただ、従来、府民に働きかける、そういう努力というものが十分だったかということから、やはり府民が主役で進めるべきだということを取りまとめているつもりなので、ご理解いただくよう、よろしく願いいたします。

奥野会長　　事務局のほうからは、何かあるべきではないですか。

今、委員が問題にされているのは、府政のところの継続性を問題にしていると思うので、事務局からお願いしたい。

磯田参事　　今回、部会でご検討いただきましたのは、環境総合計画の方向性、今後どういうふう考えていくべきかという枠組みについてご検討いただきまして、このご検討いただいた内容を踏まえまして、先ほど、蒲生委員からもお話のありました総合計画の中身そのものをこれからつくっていくということとございまして、今現在、本日の資料2で総合計画についてご報告いただいている部分は、総合計画の中身ではなくて、総合計画につなげていく、総合計画を作成する上では、こういう視点でちゃんと留意をしておついでくださいというような、基本的な考え方を整理していただいたということとございまして、今後、我々、行政のほうで計画を策定していくということとございまして、

そういう意味でご理解をちょうだいしたいと存じます。

奥野会長 委員、よろしいですか。

私の理解も、どういうふうに考えるのかをここで言って、次にというところが委員のことかなと私は思いましたが、よろしいですか、それで。

蒲生委員 府の姿勢に後退はないと。

奥野会長 そうということです。

蒲生委員 ということは確約されまんねんな。

奥野会長 それを踏まえて次に行くということが、この府の役割だと私は思っていますから。私はそう理解しています。

蒲生委員 そのことだけ念を押しておきますよ。

それとね、言うこととやることが違うということで、一つは屋上庭園ね、屋上庭園で、府有施設の緑化推進ということ、府庁の屋上にも庭園がありまんねんな、屋上庭園。私も全然見たことなかったので、3日ほど前、言うて、見せてもらいました。ありました、確かに。非常に狭いけど、ツツジが咲いとったですわ。

せやけど、見晴らしええしね、大阪城が目の前やからね。あんなもっと府民に広く開放したら、府庁は大手前やなということになるんやろうけど、それは別にして、もったいないなというふうに思う。年間何人くらい、200人かなんか、たしか言われたと思うんですわ。ちょっと余りにも、せっかくのあれが、エレベーターでずっと上がって行くわけですから、そんな無理なあれではないので、どういうふうになってるのかなということ、ちょっと、年間何人くらい、どういうシステムで開放してるのか、この際、聞きたいんですけど。

奥野会長 いけますか。じゃあ、お願いします。

田川室長 今、お尋ねの平成14年の4月に大阪府の本館の屋上に350平方メートルの、屋上緑化ということで、モデルの施設を整備をしております。蒲生委員お尋ねの見学者数でございますが、平成19年度が124名、平成20年度480名、平成21年度305名ということになっております。

屋上は、自由に出入りをするという施設になってるわけではございませんので、職員が立ち会いをしまして、日を決めまして、毎週水曜日と金曜日に、午後2時から4時までということで一般公開という形をとらせていただいておりますので、やはりどうしても制約があることは否めないということでございます。

奥野会長 よろしいですか、次に行っても、ちょっとお待ちください。

蒲生委員 これは要望しておきますね。

高橋委員 今のご意見で、私どももすごく、みんな府民に返されたなという感じがすごくするんですけど、ただ私、こちらのほうを前もってさっとしか目を通していませんけど、2ページを見ましたときに、現状と課題というのがございます。そのときに、リサイクル率、最終処分率は全国ワーストワンであると。ここから、こういうふうに関民に戻すような発想が出たのかなと。

そしたら、もう少し今の現状を、やはりここにきちっと基本的な考え方の中に入れていただいて、府民の意識がこれだけまだ、多分これから見た、私ここ質問しようと思ったんですけど、本当なのかどうか。こちらを見てくださって言って2 - 1のほうを見ましたけれども。それだから、府民がもっと1人ずつ考えなくてはいけないんだよ、という意味なのかなというふうに善意に解釈したんですけれども。

ただ、もう一つおっしゃるように、行政が、企業とか大きなものにする一つの制度的なものは、少し入れていただいたほうがよかったかなというふうに思います。

ただ、またもう一つ、府民の具体的なやり方というのは、今、この議論、もう一つ質問したいと思いますが、今、その議論ではないので、また後ほどさせていただきたいと思います。

そのときに、大阪の欠点と、ここにまた、大阪の持つ強み、環境に強みというの、私ども余り理解が難しいですが、先ほど、みどりと水とのネットワークというのが建設すると、あれが強みなのかなと。その強みも私どもにはそれほど意識、個々の人がしてるかどうかわからないし、大阪市という大きな都市と、大阪府の山間部とがありますから、そのところをどういうふう考えていくのかというのが、少し基本的な、一番の今の問題点と、これから進む大阪府の強みというのが少し出し方が弱いから、やはりちょっとこういう府民に戻されたという感じがしたのかなというふうに思います。

奥野会長 この説明ですと、府民へというのが強調されているのは、皆さん今、おっしゃってるんですけど、その理由が2ページに書いてあるような、そんなところからされているのですかというのが一つのご指摘ですか。

高橋委員 いや、そんなきつくは、思うんですけど。そうそう、そういうこと。問題点がそうなのでしょうかと。

奥野会長 私の翻訳ですが、ちょっときつく言うとそういう、ちょっとそこばかり浮き彫りし過ぎませんかという指摘ですね。先につながってますけどね。

高橋委員 本当にワーストワンなのか、何がワーストワンなのか。リサイクル率なのか、

排出量なのか、一般廃棄物なのか。前の審議会でも廃棄物がすごく悪いと、個人のね、企業はいいけれどというふうな議論がありましたけど、その辺が、はっきり私どもには、まだわかっていないこととしてあります。

池田部会長　　今のお話ですけど、今のご指摘の点もあると思います。

結局、行政が主体となって進めるのは当然ですけども、行政だけでは、いろいろな問題は解決できない。それで、今回の部会では、特に府民の代表ということで公募で選ばれた方も入っていただきまして、そのような方々からは、とにかく府民と一緒にやっていくということを強調したいというご意見がございまして、我々もそれをよしといたしまして、大阪府民が行政と協働して、環境をよくする、そういう方向性を強く打ち出そうということで取りまとめたという、そういうことなんです。

ですから、具体的にどこを強調するというような、そういう意味合いじゃなくて、全体として環境政策に府民が常にかかわっていくという、そういう方式をとるべきだということを書いておきます。

奥野会長　　同じ議論でいいですか。どうぞ。

辻本委員　　この10年の計画ってされてるんですけど、30年、40年を目指しての10年の話をされてるにしたって、やっぱりゴールというのが、ここでは書かなくていいように思われるかわからないけど、10年ってすぐですから、もっとこの全ての問題を、何を中心でやるかっていう方針ぐらいないと、総花的になってしまいますよね。

だから大阪府としては、全ての公害問題や緑の話やいろいろあるけども、どういう都市を目指して、どれを中心初めにやるっていうのは、一番初めに書かれていないと、10年ぐらいの計画だったら、それを書かれていないとだめなんじゃないですか。

これを読んでみますと、大阪府って書かなくても、どこの県でも使えるような、どこの市でも使えるようなことで、すごく前よりあいまいになっていったような。

だから、もっと目指すものは、ゴールは何だとわからなかったら、余計に皆にわからない話になって、そのところから、皆、府民に戻されてるとかいう形になりますけど、何を中心として、それで全てのものを解決していくという、その中心になるものは何ですということを宣言する方向に行きましょうとか、それをやるものは、これが中心になるでしょうか、なりますっていうような。

例えば、水と緑から全てのものをやりますとかということ、ちょっとちゃんと書かないと総花過ぎると思うんですけど。

池田部会長　　先ほどもお話しありましたように、これは基本的な考え方で、これに基づいて大阪府が、環境総合計画をこれから策定していくわけです。

この計画については、現在の環境総合計画は長期目標年次が2025年で、目標年次が2010年ということにはなっていたわけですけど、今度はもう少し長期的な目標年次を立て、し

かし、その間に、より短期的な目標の年次を、さらに細かくそこで作り上げていくという方法をとるべきだということを言いまして、それで取り組みを強化すべき課題とか、そういうものについては、ここで基本的な施策の展開のあり方を書いておりますけど、それを踏まえてロードマップを掲げて、重点プロジェクトを提示していくべきだということを府に言ってるわけなんです。

ですから、我々が特にここでロードマップを作り上げるという作業をするわけではないので、そのあたりのところはこの後にできる環境総合計画で、強調されるべきところは強調していただくという、そういうスタイルをとっているというふうに私は考えております。

奥野会長　それでいいですか。

辻本委員　それはわかるんですけど、この2050年とか2020年とか、やっぱりその計画をこうやろうと思われたときに、その時代に想定があったと思うんですね。だから、その背景も書かれてなかったらいけないし、その中でどうかというのを。それは、この報告の中でなくてもいいですけど、部会で議論されたときには、もうきっと部会の委員の方々は、いろいろなことを言われたと思うんですね。その中身は、やっぱりゴールとするものというのでも検討されてるというか、意見として出たと思いますので、それを府のほうにきっちり出していただいて、それを含めたので議論していただかないと、やっぱり50年をどう見据えてる、10年をどう見据えてるかで、全然物の考え方が違うようになるので、そのことが書かれてないですけども、ちょっとそこら辺が足りないんじゃないかと。

これはきっと手法を書かれたということであるような感じはします。

奥野会長　そうですね。私の理解も、先ほどの蒲生先生のお話にも、かなり内容に踏み込んだところまでは書いていないと。

ただ、それはちょっとここの議論としては、こういう視点で次ちゃんとまとめてくださいということをごここから発信するんだと思うのですが、それにしても、高橋委員が言われたように、これの結論を出すのにちょっと説明が書いてあるんだけど、これしか書いてないんですね、というような指摘もあるということで、ここでは、どういう視点で次ちゃんとやるかと。ここの議論を出していただいて、最終的にここから発信していくことかなと思うんですが。一応今、手法のことですよ、はい。

辻本委員　私は、その何年と期間を書かれたところで、想定しているビジョンを書いたほうがいいんじゃないかという意味で言ったんですけどね。

奥野会長　そういう意見ですね。だから書いたほうがいと私も会長として、それは書きます。

辻本委員　それからもう一つ言われたのは、ある程度のゴールっていうのを、10年たった  
ら何を中心に全体に展開するのかという模式図が、もしくはそういうものがない限りはわ  
かりにくいから、そういうことも書いてください。

奥野会長　そういう意見ですね。わかりました。ではもうちょっと他の意見を聞くほうが  
いいと思いますので。はい、どうぞ。

益田委員　半分は応援なんですけど、私はこれは理念だと思うので、大体これでよいかと  
いう気はするんですけど、一つは社会的な意見形成というものに重きを置いて、これから  
先の方針というか、施策をつくっていくというのはすごく大事だと思うんですよ。

私は現実に、この審議会の部会で、実際に土壤汚染対策で地下水関係のこととか、水質  
のことなんかかかわっているわけですけど、そうしますとやはり法律が現状に追いついて  
なくて、実際にもっと、こういう方向でやれば、自分たちにとっても環境にとってもうま  
くいくはずなのに、法律の枠から出られなくてできないというようなことがあるんですよ、  
やっぱり実際にね。そういうことを乗り越えていくためには、一つにはやはりここで府民  
が主役というのがありましたけれども、府民が主役になって、やはり社会的な意見形成と  
いうものがされていくということがすごく大切だと思うんです。そういうことが、法律を  
変えていくモチベーションというか、ドライビングフォースとして働くという、そういう  
ことが現実にあると思うので、府民が主役というのは、大変に結構なことではないかと思  
うんです。

その次なんですけど、やはりそのときに行政がある程度リーダーシップをとっていける  
ような、そういう体制というか枠組みを持っておくことというのはすごく大切だと思うん  
ですね。やはり、行政と府民との思いというか、意見の方向性というのが一致を見るとい  
うのが幸せなことであって、そういう方向に向かっていけるようなものを理念として持っ  
ておきたいなと思うんです。

そういう立場でこの文書を見ると、やはり行政がリーダーシップをとるというところの  
部分がちょっと弱いと思うんです。やはり、そういう視点も組み入れてほしいなというふ  
うに思います。

奥野会長　ただいまの意見、一番最初の蒲生先生の意見にかなりリンクしていきますね。  
そこが少し弱いのではないかということですよ。

しかも、そこに以前の継続性もきっちりしておかないと抜けてしまいますよという指摘  
ですね。ここ重要なと思いますけど、他の意見も聞くほうがいいかもしれません。他に  
ございませんでしょうか。

蒲生委員　行政の言うこととやることが違うという一例として、私の地元やから、寝屋川  
南地下河川化というのを今ずっと工事進められて、今ちょっと大阪市の道路問題でストッ  
プしてますけど、今、阿倍野まで来てるので、西成に来るのは間違いない。木津川に最後



に放流せんと意味ないからね。ものすごく大きな土管でやってる大公共事業なんですけど、これは必要なことなんですけど。

その最後、木津川に放流するポンプ場をつくらないかんで、工場跡地を府はもう既に買収したんです。ごっついあれでっせ、縦150メートル、横200メートル、3ヘクタールの。これは、工場なくなった後やから雑草が生えとって、自然の緑地みたいになって、雑草や。もちろん、立入禁止ですけどね。

いずれにしてもポンプ場をつくったら、あと緑地にしてという話、これは本会議の答弁でも出とったぐらいやからね、そうなると思うんですけど、いずれにしても、それまでの間、現状維持かなと思うとったら、半年くらい前かね、突然、全部アスファルトにしてしまよかった、ごっついでっせ、3ヘクタール、全部アスファルトやから、ごっつい金もかかったと思うけどね。別にガレージにするわけでもなんでもない。当然、人は入れないようにしてある。ヒートアイランド現象からいうたらね、ちょうど河原の縁やから、周辺で市営住宅、高層住宅が建っておるんですわ、困むようにして。それはちょっと余りにも、何や鏡入れたみたいになってもうて、これ、住民には何の事前の相談もなしに、我々、地元の府会議員にも、やってからやね、こうやりましたと言うだけのことで、住民参加というのは結構やけど、言うこととやるのが全然違うなと。

何でやって聞いたら、工場の跡やから、ひよっとしたら有毒な土壌があるかもわからないので、とりあえずかぶせましたと、アスファルトを。それやったら、きちっと土壌をやってやらんとあかんの。ということが、今、現実やられてる実態ですわ。これ、3ヘクタールのアスファルト張られたらたまりませんで、ほんまに。夏になったら、目の前でばっど。それがちょうど、木津川のちょうど河川敷やから、河川敷じゃない、あれやからね。

こんなことが、住民参加は結構やけど、実際は行政がやられとるということなんかで、何でこうなったかまだきちっとした説明ないんですわ。今日は無理ですか、答弁は。担当が違うか。

奥野会長　　そうですね、今日はちょっと。今日の審議会の中とは大分、違うんだけど。

事例として、委員、こういうことがありますよってということですね。

蒲生委員　　さっき言うた屋上。確かに府庁の屋上もあったけど、余りにもスケールが小さいなというのと、府有施設の緑化、府有地の緑化と言うけど、果たしてどれだけやったんかね。

奥野会長　　わかりました。

蒲生委員　　これ答弁、今日は無理でっしゃる。こんなことね、出てんねんけど、何にも報告ない。言葉だけ出とるといようなことがあるんでね。

奥野会長　　やっぱり、裏づけられたものが欲しいということですね。

蒲生委員 やってもらわないかなと。相当これ、ほんまにね。さっき言われたように、環境と観光を大阪の目玉にしようと思ってるのに、一方で、こんな状態で、ほんで観光については、大阪は何かこの間、新しい知事が言うとなね、大阪は何や、ぐちゃぐちゃやと。あんなことを、環境問題、言葉の環境として問題やと思いますわ。もう、大阪のことをむちゃくちゃ言うてね、ほんでそういうギャンプルする人は全部大阪へ来いというふうな言い方をした。

奥野会長 わかりました。今日は委員、環境の施策をする、理念を議論する場ですので。

蒲生委員 この中には文化、環境と書いてあるねん。文化のことも環境と書いてあるから、せやから私、言うたんやけどね。

奥野会長 了解しました。

蒲生委員 そういうことですわ。

奥野会長 じゃあ、個別には、またということで。  
他にご意見伺いましょう。

西尾委員 事前にいただいておりました、この資料の中で資料2というこの、先ほど、先生が説明をいただきました部分の、文章にしたやつが、事前にちょうだいしておったやつがあるんですが、報告の中の。ここの中で国に求めるものというのが少し書いてございました。

4ページ。先ほどの資料にはついてなかったんですが、事前の手持ち資料の中にあっただんですかね。

資料4ページ、(2)地域発の取組みの推進というところの項ですが、その下のほうに「国に対し制度改革や財政上の措置等を講ずるように提案していくことが望まれる」ということが書いてあるんですが、制度改革というのはある程度、想像できるかなと思うんですが、「財政上の措置等を講ずるように提案していくことが望まれる」という言葉なんです。ここで言うところの財政上の措置というのは、どの辺の規模を示して、どういった部分にこういうものを活かしていこうというようなことが、もしかその議論の中でございましたら、事務局で結構ですけれどもご紹介のほういただきたいんですけども。

池田部会長 我々の部会では、そういう細かい数字まで上がって議論したわけではございませんので、部会の委員の常識的な意見として、とにかく国が財政的な措置というのが不十分であるという認識で書いておりますので、具体的な話ということになれば、事務局のほうで何かフォローがあればお願いします。

奥野会長 事務局のほうではございますか。

例えば、こういうことを考えているということがあるとわかりやすいと思うんですけど。

磯田参事 事務局のほうは、特に委員がおっしゃられたように、金額面とか、そういった面を想定しているわけではございません。

ただ、いろいろと地球温暖化問題の中では、経済的な手法の検討だとかということが検討されている中では、やはり、国と地方の役割分担のもとに、そういった経済的手法がとられた場合において、財源の振り分けというのは、必要になるのではないかというような議論ではあったかと思えます。

奥野会長 ちょっと一般論ということですね。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

もし、他になければ、今、出たポイント、一つは、この2 - 1にまとまっている、それからそれがベースになってる2の資料ですが、行政の継続性とか、そういうことがちょっと抜けてるのではないかという視点は、これは理念だから当たり前でしょう、たとえばそういう言い方もできますが、ちょっと弱いかなということが一つですね。

それから、もう一つの点は、この方針の出し方にもう少し具体性がある、ターゲットがあって、10年先とか、何かそういうことがないと、次に計画を決めるの大変じゃないですかという指摘と。

もう一つは、まとめますと、高橋委員が言われたように、あるいは、今、西尾委員の指摘のように、一般論でぱっと書かれると後で困りませんか。もうちょっとちゃんとした裏づけのようなものがきっちりないといけないんじゃないですかという、大体3点かなと思うんですが、あとはちょっと応援がありましたので、ここで書くのは理念だと、そうこたでは余り具体的なこと書くよりは、方針がきっちりあって、これに基づいて行政が計画を策定するときにバシッと書くと、そういうことをこの委員会から発信しなければいけません。

そういう視点で見ると、このままこれでオーケーというのを皆さんに求めるのがちょっとつらいので、私と池田部会長と相談させていただいて一部修正をするということで皆さんのご理解をいただけませんか。それでどうですか。私としては、幾つか意見を聞いて、もうちょっとここ手入れたらどうかというのは直感的にもわかりますので、もう一度審議で集まっていたくのは大変ですから、私に任せていただいて、池田部会長と相談して一部修正の上、本審議会としては了解する。これでいかがでしょうか。

池田部会長 そうですね。ちょっと発言させていただきますと、我々も精力的に部会で議論をしまして、できるだけ過不足のないような、そういう方向で取りまとめたわけですが、今、ご指摘のようなご意見も出てきておりますので、我々としては、このつくり上げました考え方を、部会の委員の皆さんも何人かおられますけれども、この意見を入れ

てそれなりに修正するという事は、やぶさかじゃないというふうに思います。

それで、今、奥野会長からご意見がありましたように、奥野会長と相談して修正すべきところは修正をしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

奥野会長 特に、この表を見ていただきましたら、目標のあり方をかなりの議論があったと聞いてるんですが、将来像のキーワードを出していただいたり、それからこの政策を決めるときには、政策展開のあり方というかキーワードを出したりとか、この辺がかなり部会の議論としては、力がそっちへ行ったんだと思うんですね。

今、私がちょっと指摘いたしました、皆さんの意見をまとめたような視点で、もうちょっとこれ、本文のほうも手を入れるということでご了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

奥野会長 ありがとうございます。

蒲生委員 後退のないようにお願いします。それから府の役割を出すように。

奥野会長 そうですね、そこは、きちりできるように。

この審議会はそれを発信しないといけませんので、その辺を考慮いたしまして、私の責任のところでさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

この議論は終わります、次の事項に移らせていただきます。

次は報告になりますが、まず最初の報告は、温泉法に基づく温泉掘削等の許可についてということでございます。

この報告につきましては、審議会条例第6条7項の規定によりまして、審議会じゃなくて、部会で決定したことを本審議会の決議というふうにすることができるとが定められていますので、今、報告いたしますことは、この本審議会が決定したということになりますので、担当していただきました益田部会長のほうからご報告お願いいたします。

益田部会長 前回の大阪府環境審議会開催以降、温泉部会を平成22年2月17日に開催いたしました。そこでの結果について報告をいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料3をごらんいただきたいと存じます。

平成21年度第2回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請4件及び温泉動力装置許可申請1件につきまして、審議いたしました。

温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など、温泉の保護という観点から、申請時の地質状況、掘削深度などについて審議いたしました結果、3件は許可することに支障なしと決議し、うち1件については、温泉掘削予定地が地下水採取の規制を受ける地域に該当するため、地盤沈下の防止等、公益保護の観点から、法令の規則に準じた条件を

つけて許可することに支障なしと決議いたしました。

残る1件に関しましては、大阪府環境審議会温泉部会協議事項において、温泉への影響があるとして定められた制限距離800メートル以内に別源泉があること。また、大阪府からの指示による温泉掘削許可申請に関する補正資料として提出された資料が、別源泉に与える影響がない旨の明確な資料ではないことなどから、温泉法第4条第1項第1号で定める、当該申請に係る掘削が、温泉の湧出量、温度、または成分に影響を及ぼすと認める場合に該当すると判断され、許可することは適切ではないと決議いたしました。

温泉動力装置許可申請につきましては、申請の動力装置が、温泉源の保護の観点から、その温泉井戸にあわせた適正な能力であるかどうか審議いたしました結果、許可して支障なしと決議いたしました。

以上でございます。

奥野会長 はい、ありがとうございました。

ただいまの、ご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

1件については、許可しなかったということですが、何かご質問ございませんですか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

奥野会長 どうもありがとうございました。

では、その報告を受けまして、次、報告事項の2番目になります。公共用水域及び地下水の水質測定計画についてでございますが、水質汚濁防止法の規定によりまして、毎年度、策定するものとされているものでございまして、本件につきましても、環境審議会の条例の規定で本審議会に常設されております部会である水質測定計画部会の決議をもって本審議会の決議とされるものでございます。

それでは、部会長の海老瀬委員のほうから説明をお願いいたします。

海老瀬部会長 水質測定部会長の海老瀬でございます。座らせていただいて、報告させていただきます。

平成22年2月12日付で、知事から、大阪府環境審議会条例第6条第1項の規定に基づいて、平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について、環境審議会に諮問がされて、同日、水質測定計画部会で審議いたしましたので、その決議事項について報告させていただきます。

部会では、20年度の水質測定結果を総括して、22年度の水質測定計画を審議しますので、21年度の水質測定結果は、現在、取りまとめ中ということになっております。

資料4-1の2ページ、それと3ページの図1をごらんください。

大阪府域の公共用水域の水質測定は、河川が昭和46年度より、海域が昭和47年度より実施されております。

平成20年度の測定項目数は、健康項目、生活環境項目、特殊項目、要監視項目等について、河川76項目、海域50項目で測定地点数は105河川の144地点及び海域22地点となっています。

平成20年度の大府域の、河川水質の現況では、健康項目で、ひ素が1地点、ジクロロメタンが1地点、ほう素が10地点の計12地点で、環境基準を達成しませんでした。その他の23項目については、全調査地点で環境基準を達成しました。

環境基準を達成しなかった要因ですが、そのほとんどが自然要因です。

ジクロロメタンについては、1回の高濃度で検出された値が平均値を引き上げ、そのために環境基準を達成しなかったということで、流域内の当該物質の使用事業場に対して指導を行っておりますが、原因の特定には至っていません。現在も測定回数を増加させて、継続して監視を行っておりますが、以降の調査では環境基準値を超える値は検出されていません。

次に河川の代表的な汚濁指標であるBODですが、環境基準の達成率は81.3%と過去最高で、BODの達成率は近年、経年的に上昇傾向が認められます。

3ページの図2をごらんください。

大府域内の主要河川での昭和46年度から平成20年度までの、BODの推移を示しています。この間にBODが大幅に改善されていることが、おわかりいただけると思います。

平成20年度の海域の現況ですが、健康項目については、全調査地点で環境基準を達成しました。

海域の代表的な汚濁指標であるCODは、兵庫県の基準点を含む海域の環境基準の達成率では66.7%で、C海域全7水域及びB海域の1水域では環境基準を達成しましたが、沖合のA海域の全3水域及びB海域の1水域では達成しませんでした。

また、富栄養化の原因物質の全窒素については、環境基準を達成しましたが、全りんについては、沖合の 類型で達成しませんでした。

なお、河川及び海域の底質については、平成16年度より、本計画で定め、測定を実施しております。

環境保全目標が設定されている総水銀とPCBについて、平成20年度も平成19年度と同様に目標が達成されておりました。

次に地下水ですが、大府域全体の地下水の水質の状況を把握するための概況調査では、平成元年度より実施して、平成16年度から20年度の測定地点と、環境基準超過地点を4ページの図3に示しています。

平成20年度の概況調査は79地点で実施しましたが、74地点93.7%で環境基準を達成しました。

次に平成20年度までの概況調査により、地下水の汚染が懸念される地区の汚染範囲を調査する汚染井戸周辺地区調査を312地点で実施しましたが、302地点96.8%で環境基準を達成しました。

地下水の汚染が判明している地区の継続的調査の定期モニタリング調査については、4ページの図4に井戸の深さ別に環境基準の達成状況を示しています。

平成20年度は143地点で実施し84地点58.7%で環境基準を達成しました。

ひ素については、北摂地域で環境基準未達成の地区が比較的多く見られ、深井戸での検出が多い傾向が見られます。

また、従来から幅広い業種で使用されています揮発性有機化合物VOCについては府域の広い範囲で環境基準未達成の地区が存在していて、井戸の深さとの関係にも目立った傾向は見られません。

以上の水質の現況を踏まえ、平成22年度水質測定計画の内容について、資料4 - 2の冊子のとおり策定してあります。

公共用水域は平成20年度と同じ地点で、河川の水質について105河川の144地点、底質については49地点、海域の水質については22地点、底質については15地点で調査を実施することとなっています。

地下水の水質測定計画の内容は、概況調査を80地点、定期モニタリング調査の後継調査である継続監視調査を150地点で実施することになっています。

なお、水質測定計画の作成後、継続監視を実施していましたが、12地点については終了の基準を満足し、継続監視調査を終了するため、平成22年度の継続監視調査は138地点で実施することになります。

平成21年度、水質測定計画からの主な変更点ですが、公共用水域については、昨年11月の水質汚濁に係る環境基準の告示の一部改正に伴い、1,4 - ジオキサン等についての測定回数を増加させました。

また、モニタリングの効率化の原則により、一定の条件を満足するものについては、測定の効率化、あるいは重点化を行い回数の変更を行いました。

地下水についても、地下水の水質汚濁に係る環境基準の告示の一部改正に伴い、測定項目の追加等を行いました。

部会における審議の結果、平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画を資料4 - 2のとおり承認いたしました。

以上で報告を終わります。

奥野会長     ありがとうございました。

かなり細かい専門的なところで、この審議をいただいた結果でございますが、何かご質問、その他ございませんでしょうか。

西尾委員     前回の審議会のときにも少し委員の皆様の前で質問をさせていただきました、紹介をさせていただいたんですが、寝屋川という地域、ちょうど大阪府庁から東のほうへ行った川なんです、今、ご説明いただきましたこの資料4 - 1の2枚ですかね、この部分の3ページの図2、府内河川におけるBOD値というのが書いてございますが、この表を見てみたらBODの値というのが、ほぼ寝屋川に限らず淀川から始まりまして、木津川の間この範囲の中で、例えば、この縦軸の方のゼロから5の範囲の内に全ておさまっております、この20年度ですか、これは、こういうような見方でいいのでしょうか。

海老瀬委員　ここには河川の測っている地点が書いてございますので、その地点では、この年度別の平均値になっているということです。

西尾委員　ちょっとしつこいようなんですが、資料4 - 2の冊子があるんですが、ここの中の18ページを見てみますと、ちょっと細かい数字なので、18ページ目の上のほうから、枠として左の方の河川水域名というものの、寝屋川と書いてございまして、その枠の中の二つ目、先ほどの表の中にもございました京橋地点というところで、この水域のBOD値をはかっておるといようなデータが載っておるんですが、pHから始まりまして、その三つ目にBOD値があるんですが、これが12というような数字、本当に細かいんですが、12というような数字が出てきておるんですが、先ほどの表でいきますと10まで到達していないというようなグラフになっておるんですけども、これの見方というのはどういうふうに、これは多分、行政のほうに聞いたほうがいいのかと思うんですけども。

海老瀬委員　これ、18ページは計画の測定回数のごことが書いてあるんですよ。

西尾委員　これ回数ですか。値ではないんですか。

海老瀬委員　はい。今、おっしゃってるのは、この冊子ですね。これの18ページは測定計画回数が書いてございまして、実際の測定値ではございません。

西尾委員　そういうような受けとめ方でいいんですか。行政の方は。そうですか。失礼いたしました。

　　ということは、先ほど言いましたようなゼロから5の範囲の中に全て入っておるとい、そのような受けとめ方で結構なんですか。

海老瀬委員　そういうことです。

西尾委員　どうも失礼しました。

奥野会長　他にございませんでしょうか。わかりにくい点、その他もしございましたら。

　　委員、計画は資料4 - 2の表で、今、お話しした。それで、測定結果がこちらの資料4 - 1でちょっとだけ出てますが、こういうふうに測定結果が出るということはないんですか。私が聞いちゃいけないんですが、そういうものがどこかに出ているんですか、例えばホームページに出ているとか。

海老瀬委員　測定結果のほうは、もっとページ数がたくさんあって、皆さんにお配りしていないということですので、それは事務局のほうへちょっと。



奥野会長　　そういうことなんですね。

西尾委員、我々、興味があるのは測定結果がすごくよくなったとか、そういうことですね。

海老瀬委員　　私が持っているのが、245ページもございますので。

西尾委員　　委員、専門ですから、よくわかりだと思います。

奥野会長　　そういうことでして、結果はホームページに出るということになるんだろうと思うんですが、今日のお話はこれを踏まえて、計画はこのとおりでいいか、あるいは、もうちょっと変えないといけないのか、どちらかと言ったら悪くなるところが余りないから、大体、今のままでいいという結論だと思うんです。そういうことですね。

海老瀬委員　　はい。

奥野会長　　じゃあ、この報告を認めたといいますが、報告を受けたということで、これが本審議会の結論になりますので、そのようにお願いしたいと思います。海老瀬先生、どうもありがとうございました。

では、続きまして、報告事項の3に移りますが、リサイクル製品認定申請に係る事務手数料の徴収について。ここからは、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

山田課長　　資源循環課の山田でございます。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

済みません、お手元の資料5をごらん願います。

リサイクル製品認定申請に係る事務手数料の徴収についてということをご報告させていただきます。

大阪府リサイクル製品認定制度は、府内で製造された良質なリサイクル製品を知事が認定し、認定製品の普及啓発を通じてリサイクル社会の形成と、リサイクル関連産業の育成を推進する事業でございます。

このたび、認定申請に係る事務手数料を新たに徴収するに当たりまして、大阪府循環型社会形成推進条例及び大阪府循環型社会形成推進条例施行規則を改正いたしました。

資料左側上段をごらん願います。リサイクル製品の認定は平成16年度から年2回、6月と11月ですが、2回の募集を行い、これまで12回の募集によりまして、平成21年度末で339製品の認定を行っております。

認定製品のうち、約200製品が再生路盤材、道路の材料ですね、再生路盤材、建設資材で、他はトイレットペーパー、ファイル、ベンチ、消火器、堆肥などでございます。

認定を受けることのできる製品は主として、府内で排出された循環資源。廃プラスチック

クでありますとか、古紙、コンクリートがらなどでございますが、これを使用して府内のプラントで再生した製品でございます。

なお、循環資源の使用率、JIS規格等への適合などといった認定基準に適合することが必要となっております。

認定を受けると、認定証が交付され、認定マーク、お手元の資料の一番上の左側に大阪府のマークと、それに循環の形の矢印がついたものでございますが、この認定マークを製品に表示することができることとなっております。

他の都道府県におけます認定制度の状況でございますが、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、近隣で見ますとこういう県などの他、全国で36道府県で同様の制度が制定されております。

資料左側の中段下段をごらん願います。手数料徴収の必要性（背景）でございます。

当該事務につきましては、自治法上は特定のもののためにする事務に該当しますことから、手数料を徴収すべき事務でありました。しかし、製造事業者の間で認定を受けるメリットを認識されるには、ある程度の時間が必要でありますことから、これまで手数料を徴収しておりませんでした。しかし、制度発足から6年がたちまして、認定件数の増加とともに製造事業者においても、制度への理解が深まり、認定を受けることによって認定製品の販売促進にもつながるなど、認定を受けることによるメリットについても認識が高まったということで、平成22年度、今年度から認定申請に係る事務につきまして、手数料を徴収することとしたものでございます。

認定申請に係る手数料を徴収するに当たりまして、条例、規則を改正しまして、4月1日に施行いたしましたところでございます。

手数料の額は、認定事務に係る職員の給与等の経費から算定しまして、1件の申請にちぎ1万8,000円としております。

なお、条例及び規則の新旧対照表を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

資料右側上段をごらん願います。今後の取り組みでございます。

手数料を徴収するに当たり事業者の方々の理解が得られるよう、さらに認定製品の普及啓発に取り組んでまいります。従前のパンフレットやホームページでの周知に加え、新たに、なにわエコ良品ショップをオープンしました。また、カタログの配布やイベントでの製品の展示なども積極的に活用してまいりたいと考えております。

右側中段でございます。なにわエコ良品ショップについてでございますが、これは4月1日のオープンした全国初の認定製品専門のネットショップでございまして、府が監修という立場でショップにかかわり、運営は民間事業者が行うものでございます。

このショップによりまして、事業者単独では開設がなかなか難しかったネットショップを各事業者が活用できるようになったところでございます。

なお、ショップでは、単に製品を販売するだけでなく、認定製品の詳細情報や、さまざまな環境情報の紹介ができるようになっております。

下段でございますが、ホームページやパンフレットを利用した今年度に取り組む普及啓発のイメージを表としてあらわしております。今年度は、ホームページの充実や全国の都

道府県や市町村などに、カタログを7,000部でございますが、配布といったことも新たに組み込んでまいりたいと考えております。

また、なにわエコ良品ショップとも連携して、リサイクル製品の普及啓発の効果をさらに高めていきたいと考えております。

ご報告については以上でございます。よろしく願いいたします。

奥野会長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見。

蒲生委員 済みません、ちょっと。聞き落としたかもわかりませんが、認定期限と認定期間3年という、これはどういう関係かというのと、それと1万8,000円というのは、高いか安いかわかりませんが、他の県はどれぐらいのものかなと、料金がね、その2点ですけど。

山田課長 お答えします。

認定期限3年。一たん登録されまして、3年間有効ということでございます。

他府県の状況でございますが、同じように手数料を徴収しているところは、沖縄県と茨城県、この2県でございますが、金額は、沖縄県につきましては7万円、1件につきまして。それから、茨城県につきましては3万円というふうになっております。

蒲生委員 他は無料ですか。

山田課長 他は無料でございます。

蒲生委員 3年ごとに、また申請せなあきませんの。

山田課長 そうです。やはり製品の改良とか、そういったものがございますので、それなりの期限の設定をさせていただいております。

奥野会長 6年たって大阪府は自信ができた、ということなんですか。

山田課長 手数料徴収に当たり、やはり満足感ということで、そういうネットショップの開設とか、そういうことをさせていただいております。

奥野会長 ですから、これを取っても申請者は減らない、きっとふえるだろうと、こういう自信があるというふうに受け取っていいんですね。

山田課長 そのように考えております。

奥野会長 他に何かご質問ございませんか。この際、意見を言っておきたいということ。よろしいですか。

6年の実績で、こういう決断をしましょうということで、他府県では二つだけだと私も聞きましたが、自信持ってやろうということなので、いいと思っておりますが、ぜひ、成功例として推進していただきたいと思います。

池田会長代理 事務局にお尋ねしますけど、これは認定されなかった場合も1万8,000円は徴収されるわけですか。

山田課長 いえいえ、認定はご自由でございますから、申請のない方は別に何も関係ないです。

奥野会長 申請しなくてもペケってどうか、そういう意味。そういう意味ですよ。

池田会長代理 そういうことです。

奥野会長 申請したんだけど、あんた認めないよと言っても1万8,000円。

山田課長 事務手数料でございますから、これはいただくということでございます。

奥野会長 自信のないのは出さなくなるかもしれませんね。そういうこともらんでの行政だと私は。

山田課長 それで、出したはあかんかったではぐあいが悪いので、事前にご相談は受けるようにしております。

奥野会長 いいかげんなのは出すなど、ちょっと言葉は悪いけど、そういうことも込められているんだと、私は説明を聞いて理解して、そう思っていますが、ぜひ成功例として推進するようお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

(「異議なし」の声)

奥野会長 次の報告事項第4番でございます。騒音に係る環境基準のAA地域の見直しということでございますが、これも事務局のほうからよろしく願います。

堀内課長 交通環境課の堀内でございます。座って説明させていただきます。騒音に係る環境基準のAA地域の見直しについてご報告いたします。

お手元の資料6をごらんください。冒頭の線で囲った2行が報告の趣旨であります。以下、騒音に係る環境基準の概要や類型ごとに当てはまる地域の視点につきまして説明いたします。

まず、騒音に係る環境基準につきましては、平成10年環境庁告示第64号により、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められておりますが、各類型ごとに当てはまる地域につきましては、環境基本法第16条第2項により、都道府県知事が指定することになっております。

資料の裏面をごらんください。表の左の欄に地域の類型、2列目及び3列目に昼間と夜間の時間区分ごとに基準値を示しております。ここで、AA地域は療養施設、社会福祉施設等が集合して設置されている地域など、特に静穏を要する地域で、A地域とB地域は住居系地域、C地域は商業系や工業系の地域でございます。

AA地域の基準値は、A地域及びB地域といった住居系地域の基準値に比べて、昼間夜間とも5デシベル低い値となっております。

次に、騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域につきましては、表の中ほどに該当地域で示しておりますが、これは、本府が平成11年3月19日に公告したものでございます。

現在、AA地域につきましては、表中の該当地域にありますように、貝塚市の大阪市立貝塚養護学校の敷地、富田林市の府立金剛コロニーの2地域を指定しております。

このうち、貝塚市の大阪市立貝塚養護学校につきましては、平成21年3月末に廃校されましたことから、地元市長に対し意見照会などを行い、その結果を踏まえて同校の敷地をAA地域から削除することといたしました。今後、所要の手続を行いまして、本件の公告を行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、騒音に係る環境基準のAA地域の見直しに関する報告といたします。よろしく願いをいたします。

奥野会長　ただいまの説明に対して、ご質問ございましたらお願いいたします。

ここが廃校になったので、ここから外してもいいだろうという、そういうことで、手続としてはきっちりしていかなければいけないと、こういうことだと思いますが、よろしいでしょうか。

じゃあご理解いただいたということで。

池田会長代理　ちょっと質問というか、この点は何の問題もないんですけれども、このAA地域というのは、該当地域って書いてあるのは、これは抜粋ですか。それともこの二つしかないという意味ですか。

堀内課長　府下に2地域ございます。その2地域でございます。

池田会長代理　2点しかないわけですか。

堀内課長 はい。

奥野会長 他に養護学校がたくさん、今は養護学校っていう言葉じゃないですけど、そういうところでもA Aにはならないと。金剛コロニー見てみたら、私これ見て、しなくても静かだよなって言ったんですけど、それぐらい静かにしなさいという。2点しかないんだそうです、私が聞いたのは。2カ所しかない。だから、かなり厳しい制限をA Aというのはしてらっしゃる。5デシベルしか変わらないと言えばそうですけど、かなり違います。デシベルで言うのとちょっと違います。そういうことでよろしいですか。

池田会長代理 はい。

奥野会長 府下には2点しかないそうです。これで一つになります。

じゃあ、そういう手続をとっていただきたいと思います。

最後、もう一つございます。報告事項の第5番目で、資料7になります。大阪府生活環境の保全に関する条例の一部改正になります。これは土壤汚染対策関係についてでございます。これは国の制度の改正に伴って府ということだったと思うんですが、事務局のほうからよろしく願います。

谷口課長 そうしましたら、資料7の土壤汚染対策制度の改正について説明したいと思います。

昨年11月の第39回環境審議会におきまして、土壤汚染対策制度の見直しについてということで答申をいただきました。どうもありがとうございました。さらなる土壤汚染対策制度の充実と、改正されました土壤汚染対策法との整合を図る、この2点を目的に、この答申を踏まえまして、さきの2月の議会におきまして条例の改正を行い、一部具体化しましたので、ご報告いたします。

資料7の左側、答申の内容を記載しております。条例改正の内容を右側の上段に、今後の対応を下段に記載しております。

なお、条例の事項につきましては、条文の改正を行ったものを黒の四角で、それから今後、指針の作成とか制定、あるいは運用の方法を取り決めていくといったものを白の四角で示しております。

なお、資料の裏には、改正後の大阪府の土壤汚染対策制度の概要ということで示しております。説明は表面で行いたいと思います。

答申では七つの項目について取りまとめていただきました。

最初の土地の履歴調査につきましては、土地の履歴調査の結果に基づく土壤汚染状況調査の実施を求める制度。履歴調査の内容方法の明確化、標準化が必要とされております。

これにつきましては、これまでどおり3,000平方メートル以上の土地の形質の変更を行おうとするものは履歴調査を実施し、その結果を知事に報告することとして、履歴調査の

具体的な方法を調査対策の手引きというものを作成し、4月1日から施行しております。

2番目の自主調査のところですが、これは土地取引などに際して行われる調査のことで、法律や条例に基づかない調査になるわけですが、これに関しましては、府が関与して調査の内容について客観性の高いものとなるように、確認とか助言とかを行っていく。また、周辺住民などに情報の公開をしていくということが必要とされております。これにつきましては、自主調査や自主的な措置に関する指針を策定公表することや、知事が助言・指導できる、こういう根拠を条例に置きました。今後は、11月1日の施行を目指しまして、法や条例の調査方法、これまでの実績などを踏まえて指針を作成していくとともに、自主調査の結果について、その情報公開の具体的な方法などについて整備していきたいと考えております。

3番目の土壤汚染が判明した区域の指定に関しましては、法にあわせ区域を2種類に分け、措置方法を指示すること、それから、この汚染に関連する情報を公開することが必要とされています。

これにつきましては、対策が必要な区域として、要措置管理区域を設定しまして、措置の指示を行うこととともに、土地の形質変更時に届出が必要な区域としまして、要届出管理区域を設定し、変更の方法が基準に適合するか、そういった確認をしていくということとしました。また、関連情報の公開につきましては、措置の進捗情報などもあわせて、公開するよう、具体的な方法を整備していくこととしております。

4番目の汚染土壌の管理に関しまして、汚染の拡散を防止するため、土地の造成などで土砂を受け入れる場合には、その性状の確認に務めること、搬出する汚染土壌の適切な処理のために、法にあわせて搬出規制の制度が必要とされています。これにつきましては、受け入れ土砂の汚染状況の把握の規定を設けまして、汚染の確認方法を手引きとしてまとめ、4月1日より施行しております。また、汚染土壌の搬出規制につきましては、事前の届出、運搬の基準、処理基準、管理表の交付、保存を規定し、11月1日から施行する予定としています。

5番目の指定調査機関ですが、府独自の指定制度は廃止しても支障はない。しかし、現在、府の指定を受けている機関は、一定期間は指定が継続されるよう配慮する必要があるとされております。

これにつきましては、土壤汚染状況調査は法律のほうの指定調査機関が実施することとし、条例のみの指定を受けていた調査機関については、3年間は土壤汚染状況調査ができる経過措置を設けて、4月1日から施行しております。

6番目の情報の引き継ぎ、それから最後のリスクコミュニケーションの推進、情報の収集・提供につきましては、今回の条例改正では対応していませんが、今後、適切な方法で対応していく予定としております。

情報の引き継ぎにつきましては、土壤汚染を適切に把握するために、土地取引や事業の承継時に有害物質の取り扱い状況や過去の調査結果を引き継ぐ仕組みが必要ということとされておまして、そのための具体的な規定、あるいはその担保の方法などを検討しておるところでして、制度化していこうというふうに考えてございます。

それから、7番目の枠ですけれども、最初の丸、これはリスクコミュニケーションの関係ですけれども、土壤汚染に関する積極的な情報の公開、それから、関係機関と関係した普及啓発、あるいは勉強会の開催などについての取り組みが必要とされておりますが、これにつきまして、ちょうど土壤汚染制度の改正をしたということもあって、今、事業者向けの説明会など、かなりいろいろなところからそういう機会の説明してほしいという依頼があったりしますので、できるだけそういう場を活用して、リスクコミュニケーションの必要性について説明し、普及に努めていくと、当面そういうことをやっていきますが、環境総合計画において、リスクコミュニケーションについての道筋を具体化していく予定としております。

2番目の丸ですけれども、土地の履歴調査、それから土壤汚染状況調査の結果、それから自主調査の結果、こういったいろいろな情報がございますので、これをうまく整理してわかりやすい格好にして情報提供していくことが必要ということでございました。

これにつきましては、当面は、まずはよくわかるようにということで、一覧表形式ということになるかと思えますけど、そういったものを作成して公表していくと。追々もっとわかりやすくということで、早晚検討していくことと考えてございます。

それから、3番目の丸ですけれども、自然的要因で環境基準値を超えているという土壤があり得るわけですし、府域の存在状況について情報などを収集整備していくということが必要とされてございました。これにつきましては非常に専門的な話になってしまいますので、今後、学識経験者などの意見を聞いて科学的な情報の収集整理に努めていくということで、その辺、これから着手していきたいと考えてございます。

以上でございます。

奥野会長　ただいまのご説明につきまして、ご質問、その他ございましたらお願いいたします。何かございませんでしょうか。

審議会の答申を受けて、右の表のように対応していただいているということでございますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

奥野会長　では、報告を受けたということに、了解したということにさせていただきます。

用意いたしました審議事項、報告事項は以上でございます。順調に進ませていただいております。ありがとうございます。その他、事務局のほうからございますか。

司会(小林補佐)　事務的な連絡でございますが、次回、第41回環境審議会でございますが、審議事項の関係にもよりますが、今のところ昨年と同様、11月ごろに開催させていただきたいと考えております。日程等についてはできるだけ早目にご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。



奥野会長　　ありがとうございました。

それでは、本日予定されておりました、私に任されたところの審議事項と報告事項のところは、皆様のご協力いただいて、ここまで進めてまいりました。どうもありがとうございました。

最後、事務局にもう一度お返しいたします。

司会（小林補佐）　　ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして環境政策監の大住から、ご挨拶を申し上げます。

大住政策監　　環境政策監の大住でございます。本日は長時間にわたりまして、熱心にご議論を賜りました。ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

「環境基本条例に基づく環境総合計画について」につきましては、いただきましたご意見に係る加筆修正等、奥野会長、池田部会長にご一任を賜りました。

奥野会長と池田部会長には、なおご苦勞をおかけいたしますけれどもよろしくお願いを申し上げます。

その他、本日頂戴をいたしました貴重なご意見、ご提言等につきまして、私どもこれからの環境施策の推進に役立ててまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

また、本日、諮問をいたしました「ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて」といった案件など、引き続きこれからもご審議をお願いするテーマがございます。今後とも、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単でございますが、本日の閉会のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

奥野会長　　ありがとうございました。

司会（小林補佐）　　それでは、本日予定しておりましたものは以上でございます。

なお、お名前をご記入いただきました出欠確認表はお席の上に置いたままでお帰りいただきますようお願いいたします。

これで、本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。